

「ししまろ」商標使用管理要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この要綱における用語の定義は、次の各項に定めるところとする。</u></p> <p>2 高知県が所有する本商標とは、下記の商標をいう。</p> <p>(1) 「ししまろ」文字 商標番号 登録第 6727026 号</p> <p>(2) 「ししまろ」図形 (ロゴ) 商標番号 登録第 6842127 号</p> <p>3 本商標は、種苗法 (平成 10 年法律第 83 号) その他関係法令を遵守し、別表 1 に定める品種を用いて高知県内で生産した青果物であって、別表 2 で指定する区分及び別に定める条件を満たした青果物及び加工品等の商品 (以下「青果物及び商品」という。) に使用できるものとする。</p> <p>第3条 略</p> <p>(使用申請)</p> <p>第4条 本商標を使用する場合は、あらかじめ前条第2項に基づき別記第1号様式により知事に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、必要があると判断したときには、申請者に対し、書類修正や追加書類の提出を求めることができる。</p> <p><u>3 申請に当たっては、高知県電子申請システムを使用することができる。</u></p> <p>第5条～第7条 略</p> <p>(使用実績の報告)</p> <p>第8条 第6条第1項により使用許諾を受けた者 (以下「使用者」という。) は、本商標の使用実績を別記第4号様式により期限までに知事あてに提出しなければならない。</p> <p>2 ただし、提出日までに使用実績が確定していない場合は、使用実績見込みとして報告し、</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>2 高知県が所有する本商標とは、下記の商標をいう。</p> <p>(1) 「ししまろ」文字 商標番号 登録第 6727026 号</p> <p>(2) 「ししまろ」図形 (ロゴ) 商標番号 登録第 6842127 号</p> <p>3 本商標は、種苗法 (平成 10 年法律第 83 号) その他関係法令を遵守し、別表 1 に定める品種を用いて高知県内で生産した青果物であって、別表 2 で指定する区分及び別に定める条件を満たした青果物及び加工品等の商品 (以下「青果物及び商品」という。) に使用できるものとする。</p> <p>第3条 略</p> <p>(使用申請)</p> <p>第4条 本商標を使用する場合は、あらかじめ前条第2項に基づき別記第1号様式により知事に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、必要があると判断したときには、申請者に対し、書類修正や追加書類の提出を求めることができる。</p> <p>第5条～第7条 略</p> <p>(使用実績の報告)</p> <p>第8条 第6条第1項により使用許諾を受けた者 (以下「使用者」という。) は、本商標の使用実績を別記第4号様式により期限までに知事あてに提出しなければならない。</p> <p>2 ただし、提出日までに使用実績が確定していない場合は、使用実績見込みとして報告し、</p>

使用実績が確定し次第速やかに使用実績報告書を提出するものとする。

3 申請に当たっては、第4条第3項の規定を準用する。

第9条 略

(使用の廃止)

第10条 使用者は、本商標の使用を廃止したときは、速やかにその旨を別記第8号様式により知事に届出なければならない。

2 申請に当たっては、第4条第3項の規定を準用する。

第11条～第19条 略

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月18日から施行する。

使用実績が確定し次第速やかに使用実績報告書を提出するものとする。

第9条 略

(使用の廃止)

第10条 使用者は、本商標の使用を廃止したときは、速やかにその旨を別記第8号様式により知事に届出なければならない。

第11条～第19条 略

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月16日から施行する。